道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所 建設課において,一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

新潟市長 篠田 昭

道路の 種 類	路線名	区間	変更	敷地の	
		区間	前後別	幅員(m)	延長(m)
市道	親松太右工門新田線	新潟市中央区親松字居付28番2 地先から	前	9.0~18.1	134.6
		新潟市中央区親松字樋先 196 番 1 地先まで	後	9.0~18.1	134.6
市道	網川原楚川線1号	新潟市中央区親松字樋先 193 番 1 地先から	前	6.0~27.0	87.3
		新潟市中央区親松字樋先 208 番 1 地先まで	後	8.7~27.0	58.0